

議案第133号

公の施設（宝塚市立農業振興施設）の指定管理者の指定について

資料4 宝塚市立農業振興施設条例（抜粋）

平成17年6月30日
条例第50号

（指定管理者の指定）

第18条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、農業振興施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に農業振興施設の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査するものとする。

- (1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が農業振興施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 農業振興施設の管理を安定して行う能力を有していること。